

原規規発第 20022110 号
20200206保第20号
令和 2 年 3 月 2 日

関西電力株式会社
取締役社長 岩根 茂樹 殿

原子力規制委員会

経済産業大臣 梶山 弘志

美浜発電所第3号機の一部使用承認について

2020年2月6日付け関原発第517号をもって申請がありました上記の件については、原子力発電工作物の保安に関する命令第18条第3号の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

1. 対象設備

使用承認申請書（2020年2月6日付け関原発第517号）の「使用しようとする原子力発電工作物の概要」の欄に記載のとおり

2. 使用期間

自：2020年 3月9日

至：平成28年10月7日付け関原発第278号をもって届け出た原子力発電工作物に対する、電気事業法第49条第1項に定められる使用前検査の合格日

3. 使用の方法

美浜発電所第3号機の炉内構造物取替工事に伴い発生する旧炉内構造物を運搬、保管するため、旧炉内構造物運搬用容器を使用する必要があり、一部工事が完了した旧炉内構造物運搬用容器を平成28年10月7日付け関原発第278号をもって届け出た原子力発電工作物に対する、電気事業法第49条第1項に定められる使用前検査の合格日まで使用する。

なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき使用する。